

安全保障関連法案の廃案を求める京都府立大学学生・教職員集会

7・16集会アピール

戦後 70 年の今年、政府与党によってこの国のかたちが大きく変えられようとしています。この岐路に立つ私たちはいま何をなすべきなのでしょう。

安倍晋三内閣は、5月14日、自衛隊法など既存の10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定し、15日に国会に提出しました。国会審議の過程でも「憲法違反」が指摘された同法案の採決が、昨日7月15日、多くの人々の反対や慎重審議を求める声を押し切って、衆議院平和安全法制特別委員会において強行され、自民・公明両党の賛成により可決されました。本日16日開催予定の衆議院本会議において可決し参議院に送付、そこでの審議を経て、今国会中に成立させようとしています。

違憲とされる同法案が「国民の理解」が得られていないことを安倍首相自ら15日特別委員会における答弁のなかで認めているにもかかわらず、質疑を打ち切り強行採決したことに対して、まずもって強く抗議します。

そもそも同法案と提案のプロセスには、次のような重大な問題点があります。

1. **まず国会提案までのプロセスそのものが国民主権、議会制民主主義に反しています。** 昨年7月、60年以上にわたり違憲とされてきた「集団的自衛権」を国会で審議することもなく一内閣の判断で合憲と解釈し、また今年4月には法案の国会提出前から安倍首相自らアメリカの上下両院議員の前で「この夏までの(法案)成立」を約束してきました。政府見解や法案を国民や議会、憲法の上に位置づけるという、政府自ら立憲主義を無視し民主主義を破壊する行為はまさしく暴挙と言わざるを得ません。
2. **次に、合計11もの大きな争点を含む法案を一括して審議すること自体が重大問題です。** 政府与党は当初80時間審議を行えば十分とするなど、審議内容はいつでもいいといった国会軽視の姿勢が明らかでした。100時間を超えた今なら採決可能と考えたのかもしれませんが、政府答弁がコロコロと変わり食い違いも見られるようでは説明責任を果たしたとはとても言えず、私たち国民が「理解」しがたいのは当然です。さらに、審議が進むにつれて、法案のあいまいさや危険性が明らかとなり、審議を尽くしたとは決して言えないなかで採決を強行するとはもってのほかです。
3. **そして、これら法案の内容そのものが憲法に大いに反していると考えられる点です。** 例えば、6月3日に憲法研究者によって発せられた声明(安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明)によれば、以下3点において憲法9条違反の疑いがとりわけ強いとされます。すなわち、①歯止めのない「存立危機事態」における集団的自衛行使、②地球のどこでも米軍等に対し「後方支援」で一体的に戦争協力、③「武器等防護」で平時から米軍等と「同盟軍」的關係を構築、です。法案においては新たな用語・概念を次々と創出しその定義もあいまいなためにいかようにも解釈できたり、地理的限定がないために危機的な事態と想定すれば地球の裏側でも出かけて行き武力行使と国際的にはみなされうる他国軍への弾薬供与等が行えたりもするという、きわめて曖昧かつ危険な内容を含んでいます。このように憲法を大きく逸脱した法案であることから、6月4日の憲法審査会では与党推薦の憲法学者であっても違憲と言わざるを得なかったのです。

このような問題や危険性を有する同法案に対して、憲法学者の多くはもとよりノーベル賞受賞者を含む様々な分野の学者・研究者や内閣法制局の歴代長官、日本弁護士会連合会ら法曹関係者、また仏教やキリスト教等の宗教者、学生・青年や子育て世代を含む幅広い国民から、疑問や反対の声が数多く上がっています。

にもかかわらず、政府与党は数をたのんで強行採決し、同法案を成立させようとしています。時の政権が憲法を都合よく解釈し、「違憲」とみなされる法案を無理やり成立させようとする行為そのものが憲法をないがしろにする横暴であり、憲法第99条(憲法尊重擁護義務)に反する「違憲」行為です。この国が戦後曲がりなりにもよって立ってきた立憲主義や議会制民主主義をも破壊する政府与党の行為をこのまま見過ごしてよいのでしょうか。

戦前、大学は国家主義・軍国主義のもと、教育はもとより学問・研究の自由をも奪われ、前途ある学生を数多く戦場に送り出し、そして戦死者として迎えました。国内外における多大な犠牲の上にたって、戦後大学は平和や民主主義、自由や人権、人々の福祉の実現について教育や学問・研究の発展を通じて貢献することを使命としてきたのではないのでしょうか。

しかしいま、再び軍靴の音が近づいてきています。特定秘密保護法によって重要な情報は統制されて「国民の知る権利」が奪われるところとなり、「武器輸出三原則」によってほぼ認めてこなかった武器輸出が「防衛装備移転三原則」へと変更されることにより事実上解禁され、またいくつかの大学や研究機関では防衛省や民間企業とともに軍事技術研究がすでに開始されることにより、研究の公開性が閉ざされ始めています。そして、「学問の自由」のもと思想信条や信仰、国籍の異なる人々が集い自由闊達に知の交流を広げる大学に対して、「要請」という名をもって国旗掲揚・国歌斉唱を強要するという事態に至っています。「いつか来た」戦争への道に回帰することを許してもよいのでしょうか。

今回の安全保障関連法案は、この国をまさしく「戦争できる国」に変えることになる実質的に戦争法案だと考えます。いくら審議をしてもその危険性はなくなるどころかますます明らかとなっており、安倍首相からいくら「説明」され「理解」を求められても決して「理解」し認めてはならない法案です。

私たちは、戦争法案にほかならない安全保障関連法案の廃案を強く求めます。

2015年7月16日 安全保障関連法案の廃案を求める京都府立大学学生・教職員集会 参加者一同